

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4月 1日
【会社名】	帝国繊維株式会社
【英訳名】	TEIKOKU SEN-I Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 飯田 時章
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5番 1号
【電話番号】	03-3281-3022 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 岡村 建
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5番 1号
【電話番号】	03-3281-3022 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 岡村 建
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成31年3月28日開催の当社第93期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成31年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円

配当総額 1,051,011,320円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成31年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件の件

定款第22条第1項の取締役任期を現行の2年から1年に短縮する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、飯田時章、白岩強、香山学、榎谷徹、小田原芳樹、片野恭秀、中尾徹、岡村建、高木裕康および深澤正宏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小林元および松居隆を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、上浦種彦を選任する。

第6号議案 取締役報酬枠の一部改定の件

第94期事業年度より、社外取締役の報酬枠を年額12百万円以内に改定する。

< 株主提案（第7号議案および第8号議案） >

第7号議案 取締役の選任の件

取締役として、名取勝也を選任する。

第8号議案 剰余金の配当の件

第93期の期末配当として、以下のとおり配当する。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金95円

配当総額 2,496,151,885円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成31年3月31日

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 (第1号議案から第6号議案まで) >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	176,701	53,251	0	76.8	可決
第2号議案	233,673	636	0	99.7	可決
第3号議案					
飯田 時章	210,753	23,544	0	89.9	可決
白岩 強	211,434	22,863	0	90.2	可決
香山 学	232,560	1,737	0	99.2	可決
榭谷 徹	233,266	1,031	0	99.5	可決
小田原 芳樹	233,074	1,223	0	99.4	可決
片野 恭秀	233,277	1,020	0	99.5	可決
中尾 徹	233,283	1,014	0	99.5	可決
岡村 建	233,052	1,245	0	99.4	可決
高木 裕康	219,648	14,649	0	93.7	可決
深澤 正宏	216,769	17,528	0	92.5	可決
第4号議案					
小林 元	192,300	42,010	0	82.0	可決
松居 隆	192,289	42,021	0	82.0	可決
第5号議案					
上浦 種彦	184,366	49,944	0	78.6	可決
第6号議案	232,181	2,095	23	99.0	可決

< 株主提案 (第7号議案および第8号議案) >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第7号議案					
名取 勝也	46,928	187,372	0	20.0	否決
第8号議案	52,720	177,213	0	22.9	否決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・ 第1号議案、第6号議案および第8号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・ 第3号議案、第4号議案、第5号議案および第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認が出来ていない議決権数は加算しておりません。

以上